

○山井分科員 それでは、三十分間、質問をさせていただきます。

きょうも、多くの過労死の家族会の方々がお越しをいただいております。過労死の家族の会の方々は、非常に残念ながら、お亡くなりになられた御家族の方々は生きては戻ってこないわけではありますけれども、同じような無念の死を経験する人が絶対出ないように、また、同じように地獄の苦しみを味わう家族が出ないように、そういう思いで連日国会にもお越しをくださっております。

そういう方々の思いも含めて、加藤大臣に質問をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど、一時半ぐらいから、野党の有志の議員数人で厚生労働省に行かせていただきました。事前に厚生労働省にアポをとって、受け入れていただきました。

地下の倉庫で、段ボール箱三十二箱、今回の原本、調査票がある倉庫に行かせていただきました。そして、その後、労働基準局がある階で三十二箱段ボールを見せていただき、その中の一箱をちらっとあけていただきまして、中に、黒塗りされていない今回のこの記録票の原本ですね、これがあることを私たち議員の目で確認をさせていただきました。

最初に申し上げますが、私たちは別に、スキャンダルを追及とか揚げ足をとる気は全くないんです。私たちが非常に今回怒りを感じ、疑問に感じているのは、この三十二箱の段ボール、今回の厚生労働省の調査結果から、裁量労働制は一般の労働者よりも労働時間が短いという虚偽のデータが導き出され、それを安倍総理、加藤大臣が国会でも答弁をし、裁量労働制拡大を推進する一つのもととなっているんですね。私たちの立場からいうと、この三十二箱の調査票、約一万社のこの調査票というのは、人の命を奪いかねない、労働者の命を奪いかねない記録票なんですよ。

私たちは断じてこういう状況を許すわけにはまいりませんし、おまけに、その三十二箱から虚偽の結果が導き出され、さまざまな間違いもこのデータに見つかっているというところなんですね。

それで、私たちが行って一番疑問に感じたことは、私も、民主党政権、二〇〇九年のころ、長妻厚生労働大臣のもと、厚生労働大臣政務官をしておりまして、労働分野も担当しておりました。ですから、このような厚生労働省の調査結果の記録票原本は地下の倉庫にあるということぐらいは大体推測はつきます。ですから、この虚偽データ問題が明らかになった一月下旬、そして二月月上旬、普通に考えたらすぐにわかったんじゃないかと思うんです。

そこでお伺いしたいんですけれども、先ほど地下も見て、段ボール三十二箱があった地下の倉庫も見ましたけれども、加藤大臣、このデータがおかしいとわかった瞬間に、この原本を見せてくれと。原本を見たらすぐわかるわけですよ。このデータが明らかに虚偽であるということ、捏造であるということはもう一目瞭然でわかるんです。

これを見たら、もうここに書いてあるんですよ。一般の労働者は一日の時間外労働の最長時間数とここに書いてあるんです。私もさっき段ボールをあけて見ましたけれども、もう段ボールをあけたらこれが入っているわけで、そこを、それこそ、何ページですか、四ページめくったら、そこに答えは書いてあるんですよ。二週間も三週間もかかる話じゃないんですね。

加藤大臣、すぐに調査票を見たい、原本を見たいというふうには、加藤大臣、おっしゃらなかったんですか。

○加藤国務大臣 その原本というもののちょっと趣旨があれなんですけど……（山井分科員「この調査票の原本。黒塗り以前のものです」と呼ぶ）いやいや、ちょっと待って。

だから、実際書かれたものを、きょう、あったんですが、その前に、どういう調査票で調査をしたかということに対して、私のところに上がってきたわけでありまして。それは二十日だったか十九日だったか、ちょっと正確ではありませんが、お出しをさせていただいていると思うんです、予算委員会の理事会に。

ですから、私は、それを見た段階で、もちろん一般の者については、これは月ベースでの平均をとって、そしてそこから一番長い一日と一週間をとったということ、それはそこからわかるわけでありまして、裁量労働制の一般の者についてはそこからわかにはわからないので、これはどういうことなのかと聞いたわけでありましてけれど

も、確認できなかったので、至急、それぞれ、実際に調査をやった人とか、あるいは当時の何かはあるだろうということ調べていただいた、そういうことであります。

○山井分科員 いや、何で二月十八日までかかるんですか。これはたしか、安倍総理が答弁を長妻さんに、このデータをもとに裁量労働制の方が労働時間が短いと答弁されたのは一月の三十一日ぐらいだったと思いますよ。そこでこの答弁はおかしいんじゃないかという問題になって、大臣、何で瞬時に、記録票を見たらわかるじゃないですか、どういう項目を調査したかというのがここに書いてあるんだから。記録票の原本を確認してください、確認しなさいと言ったら、二月一日でも二月二日でもわかるんじゃないんですか。

加藤大臣は、そういう記録票の原本を見たらわかるんじゃないかとか、記録票の原本を確認したらいいんじゃないかということは、課長さんや局長さんから上に上がってくる二月何日かまで……（加藤国務大臣「七日」と呼ぶ）七日までは思い浮かばなかったということですか。

○加藤国務大臣 委員も御承知のとおり、私ども国会で答弁する等々のときには手元にある資料を使わせていただいているわけでありますから、その資料に残念ながらそういう資料があり、そしてそれを申し上げさせていただいた。結果として、ちょっと正確ではありませんからあれですけども、それを二月のたしか五日においても、それは手元にそういう資料がありましたから、それを使わせていただいた。

その後、二月の七日の段階で、私のところに、今委員が御指摘のように、調査票にはこう書いてあるということであったので、それは早急に調べてくれと。そして、私は、国会に対しては、精査させていただきますということを申し上げたわけであります。

○山井分科員 私としては、申しわけないけれども、これは組織ぐるみの隠蔽と言わざるを得ません。

加藤大臣も、素人じゃないんですから、調査票を見たら結果が出ることぐらいわかると思います。さらに、二月七日にこの調査票を見たというのであれば、もう書いてあるじゃないですか、裁量労働制の方は平均の一日と書いてあるじゃないですか。ところが一般の労働者は一日の時間外労働の最長時間数と、これを読めばわかるんですよ。誰が見たってそのとおりですよ。

裁量労働制の方は平均の一日の労働時間にして、一般の労働者は一カ月で一番長い日にして、この両方を比べたらいいかどうかなんて、誰が考えたってわかるじゃないですか。比べていいはずないじゃないですか。裁量労働制の方は一カ月の平均だし、一般の労働者は一カ月で一番長いとって、こんなものを比べたらだめなんて、この調査票を見たら三分でわかりますよ。

さらに、二月七日にこの調査票を加藤大臣が見てから国会で認めるまで、また十二日間もかかる。残念ながら、これは組織的な隠蔽、余りにも悪質。

私は、ただのデータだったら言いませんよ。このデータをもとに、人の命を奪う裁量労働制の拡大をすると安倍総理まで言いながら、国会で指摘されたら、今言ったように、十分や二十分でわかることを、二週間も三週間もかけて。厚生労働省というのは、国民の健康と命、労働者の健康と命を守る日本の責任者でしょう。大臣室から地下二階まで、本当、誰かに見てきてくれと言っても、これは十分もかかりませんよ。

そういうこと自体が、私は本当にこれは納得できません。そういういいかげんな仕事ぶりで、人の命を奪う裁量労働制の拡大とか、そういうことはやめていただきたいんです。

具体的な話になりますけれども、きのうの夕方、御指摘をさせていただきました。

安倍総理も加藤大臣も繰り返し、つまり、一般の人のデータは間違いがあるかもしれないけれども、裁量労働制の方は間違いがないんですということを強調されておられますが、私の事務所の吉沢秘書が確認をしたところ、ここにありますように、裁量労働制で平均の一日の労働時間が一時間以下という方が、専門型と企画業務型を合わせて、合計二十五人おられます。

具体的な表はここにありますがけれども、加藤大臣、これをごらんになったことありますか。別に、これはいただいたデータの中からばらばらとめくったら出てくるわけですから。専門業務型、平均労働時間、一日一時間半、一時間、一時間、一時間半、一時間、一時間、一時間、一時間、一時間、一時間、一時間、一時間。

加藤大臣、ちょっとおかしいと思われませんか。一日の平均労働時間が一時間なんです。幾ら裁量労働型で、好きなときに行って好きに帰れるとかそんなこと言っても、このデータはやはりちょっとおかしいんじゃないか

と思うんです。

きのうの夕方からこの実態を調査してくれということを行いましたけれども、結論、いかがでしたか。

○加藤国務大臣 きんの段階でそうした議論、そうした御指摘をいただいているということで、正式にはけさ確認をいたしました。

私の方から、確かに、例えば八時間であれば、それにもかかわらず、一定の長い期間でありますから、一時間というのはこれはちょっと違和感があるよねということで、では、これはどういうことなのかと。ただ、みなし労働時間が八時間あるいは八時間以上であればそうでありますけれども、中には非常に短時間というケースも決してないわけではない。これは確認しなければなりませんけれども、したがって、そこを含めて、今、きちんともう一回確認をするようにということで調査をさせております。

それから、それぞれのデータについて、基本的には、理事会でも御説明いたしましたけれども、ちょっと正式な名称は忘れましたが、半年ごとに裁量労働制を適用している企業からも出てきているそうした届出をベースに転記をする、事業所において転記をするということでありましたから、そういったデータもあるのかどうか、あれば、そこどういふ突合があるのか、そういったことも含めて今精査をさせていただいている、こういうことであります。

○山井分科員 いや、今精査しているんじゃないんですよ。このデータをもとに労政審で議論して、裁量労働制の拡大ということを決めているんですよ、厚生労働省は。既に決めているんですよ。今から精査するというじゃないんですよ。

ということは、私たち野党から指摘されるまで、裁量労働制の方々の労働時間、一時間とか二時間の人がたくさんいるということは、厚生労働省は知らなかったということですか、このデータの中身を。

○加藤国務大臣 少なくとも、私のところに上がってきたデータはここまで細かなくて、八時間でしたか七時間でしたか、そこから下ということにくっついておりましたので、そこまでのデータには触れておりませんでした。

○山井分科員 なぜこれが重要かという、もしこれが、パートの方とか、打ち間違いとかあるいは書き間違いとか、そういうことであったら、この一時間という数字は当然削除しないとだめじゃないですか、裁量労働制の平均労働時間から。そうすれば、裁量労働制の平均労働時間はもっと長くなるんですよ。もしこのデータもまぜて計算しているということになれば、労政審に提供した裁量労働制の平均の労働時間は、間違っって短く労政審に出されたということですよ。大問題じゃないですか。

これは精査されるということですが、次、私、来週月曜日九時半からもう一回質問しますので。先ほど一万社のあの段ボール三十二箱、見ましたので、ちょっと大変かとは思いますが、かなりの数ありますから全てとは言いませんよ、この一時間以下の二十五件、できれば全てやってほしいですけども。どこの会社かわかるはずですよ。どんな業種のどこの会社か、なぜこれは一時間なのか、そのデータが正しいのか正しくないのか。

この二十五件、一時間以下だけでいいですよ。来週月曜日九時半から私、しますから、九時までに。黒塗りでいいですよ、会社のところは黒塗りでいいですから。それで、もう職員の方が疲れ果てて、二十五件はどうしても足りなかった、十五件しか無理だったでもいいですよ、私も余り過重労働を強いたくないから。でも、目標二十五件で、黒塗りでいいですから、その個票を来週月曜日九時までに私のところに出してください。

○加藤国務大臣 個票というのは何を指しておられるんですか。(山井分科員「いやいや、この表があるわけですから」と呼ぶ)

それについては、今、理事会の方でお話があるということでもありますから、それに従って対応させていただきたいと思います。

○山井分科員 理事会に出すということですので、特に国民の関心が高い一時間というのがどういうデータかは重要ですから、ぜひ、来週月曜日九時には出してください。

○加藤国務大臣 一万の中から拾ってまいりますので、それが今ある順番になっていけば割と簡単に見つかるだろうと思います。ただ……(発言する者あり) 順番ですか。

だったら、そこをピックアップして、当該議論にとりあえず必要な部分ということでよろしいですか。

○山井分科員 ぜひ、月曜日の朝九時には。この個票、名前は消してもらっていいですから。(加藤国務大臣「必

要なところだけでいいですか」と呼ぶ) はい。

それで、当然、本当にそのデータで正しいのかということも確認していただきたいんですよ。もっと言えば、会わせてもらいたいぐらいですよ、平均一日一時間しか働いていない人というのは。もしその方が単なるパートだったら、こんな表に入れてはだめですからね、当たり前の話。比較にならないわけですから、一般の労働者は八時間以上労働の人しかとっていないわけですから。

加藤大臣、この裁量労働制のデータも、これもそういう不備があったということになれば、当然、労政審での審議はやり直しということでもいいですか。

○加藤国務大臣 まず、仮にですけれども、パート等が入ったらだめだとおっしゃいましたが、これは我々が、我々のミスでありますけれども、一般と比べるわけじゃありませんから、これはもともと裁量の状況を調べることによってしておりますから、それはそういったものも含まれることもあり得るんだろうというふうに思います。

その上で、今のデータも含めて、労働政策審議会で、さまざまな観点に立っていただいて、そして議論していただきました。そして、そこでの議論は、一般労働、一般で働く人と裁量労働制がどっちが長いとか短いとかという議論はなかったというふうに承知をしております。

その上で、裁量労働制においては長時間労働の問題があるんだ、こういう指摘の中で御議論をいただき、そして、その結果において、対象業務の拡大ももちろんありましたけれども、同時に、今の裁量労働制も含めて時間を把握をしていく、あるいは対象者についてももう少しきちんとすべきではないか、あるいは実態とみなしが違う場合に対する監督指導の権限を法律に書き込むべきではないかというまさに規制の強化、これも含めて御議論をいただき、おおむね妥当という答申をいただいたわけですから、私どもはそれに沿って今法案の作業を進めさせていただいている、こういうことであります。

○山井分科員 二点反論したいと思います。

一般の人と比べていないからって、加藤大臣、言う資格ないですよ。三年前に比較したデータを出したのは厚生労働省なんです。一般の人と比較したデータをこれをもとに出してきたのは。安倍総理が、一月三十一日もその答弁をしているじゃないですか。自分たちがその比較をして、安倍総理の答弁までしておいて、今さら一般の人と比較するデータじゃありませんからって、こっちが言いたいですよ、それは。比較したのはそちらですから。

さらに、少なくとも、労政審で裁量労働制の方の平均労働時間は九時間十六分だということを出しているわけですから、その中に平均一時間労働の、パートの平均一日一時間労働の人が含まれているなんて、そんなことは許されませんよ。それは正規雇用の人で比べるのは当たり前じゃないですか。それはそうでしょう。比較できないじゃないですか。そんなもの、平均の労働時間は何時間ですかというのに、いや、実はその中には一時間や二時間労働とパートの人がたくさん入っていますよって、そんなデータはないでしょう。それだけは撤回してくださいよ。当たり前じゃないですか、そんなもの。

○加藤国務大臣 最初に申し上げたのは、確かに比較をしたのは私ども不適切でありますし、おわびを申し上げたところでありますが、ただ、最初のこうした調査をし、データを取りまとめたにおいては、裁量労働制の実態を調べるといって調査をしているということでもありますし、実際、裁量労働制の現場に行き聞いていた中には、それぞれ裁量労働制でやっている人の状況がどうなっているか、したがって、中にはみなし時間が短い人も当然入っていますから、それもこの統計の中には対象になり、そしてその実態の数字もそこに出てきている、こういうことであります。

○山井分科員 だから、その裁量労働制の実態把握が間違っているというんですよ。国民が聞いてどう思いますか、平均一日一時間労働の裁量労働制の人でもデータにまぎえていますよ。会わせてくださいよ、そこまでおっしゃるんだしたら。一時間労働の裁量労働制の人というのは、どんな業種の、どんな人ですか。会ったことがありますか、加藤大臣。そんなデータをまぎえたら、裁量労働制というのは少なくとも長時間労働になって過労死がふえるといつて、私たち、必死になっているんですよ。その議論のときに、裁量労働制の一時間の人とはどんな人かわからないけれどもデータにはまぎっていますなんて。それも今まで言わずに、今ごろ言うなんて許せません。

例えば、企画業務型でいうと、四時間以下の人を除いたら、九時間十六分と労政審で報告された平均労働時間は九時間四十八分になるんですよ。つまり、三十二分も延びるんです、四時間以下のパートかもしれない人を除いたら。これによって、裁量労働制の方の平均労働時間が九時間十六分なのか九時間四十八分なのか、かなり違いますよ、印象が。

おまけに、もう一個労政審に出した一般の労働時間の方は、一カ月で一番長い週だけ出している。一般の方は長く出るようにして、裁量労働制の方は短く出るように結果的にはなっていた。そういうことも大問題だと思います。

繰り返し言いますがけれども、数字のミスを揚げ足とっているんじゃないんですよ。このデータをもとに、長時間労働や過労死が続出している裁量労働制を拡大するというから私たちは怒っているんですよ。

二日前も、家族の会の寺西代表が予算委員会で発言をしてくれました。きょうの配付資料に入れさせていただいております。

過労死、過労自殺をふやす企画業務型裁量労働制の拡大に反対をします。現状でさえ、同制度の適用労働者の過労死、過労自殺が後を絶たないことから、改めて反対意思を表明するものです。営業職などに裁量労働制を広げることは、ますます過労死、過労自殺を増加させる危険性が極めて高い。今でさえ十分にできていない労働時間の適正な把握がますます困難になり、賃金不払い残業を一層深刻化させます。

あえて申し上げますけれども、この過労死家族の会の方々が裁量労働制の拡大反対声明を出した二〇一五年の三月二十六日、この同じ日に、民主党の厚生労働部門会議に、この虚偽のデータをもとにした、裁量労働制は一般の労働者より労働時間が短いという虚偽のデータを厚生労働省は出してきました。これは何を物語っているんですか。つまり、民主党に出したというより、御遺族の方々が、裁量労働制を拡大したら人の命が奪われる、その口封じ、反論のために虚偽のデータを結果的に出したということですよ。あり得ない話です。

加藤大臣、裁量労働制の拡大をしたら、必ず人は死にます。過労死します。既に今、多くの方が死なれています。体を壊されて退職された方にも私もお目にかかりました。

あえてストレートなことを言いますが、これは野党も大反対しています。もちろん御遺族の方々も大反対しています。もし、何が何でも目玉法案だから通すんだというなら、強行採決でもして通されるのでしょうか。でも、働き方改革の法案というのは強行採決で通す法案ですか。そして、そこまでの法案で人が死ぬんですよ。

ストレートにお聞きします。そこまでして、国民、御遺族の大反対を押し切って成立させて、この裁量労働制の拡大された部分で人は死にます、必ず死にます。加藤大臣、そのときはどういう形で責任をおとりになるつもりですか。

○加藤国務大臣 今、国会の採決のお話がありましたが、これはちょっと政府がとやかく言う話じゃないので、コメントは控えさせていただきたいと思います。

それから、先ほどから申し上げているんですけども、今回私どもが議論しているのは、規制の強化があるということでありまして。そこはしっかり認識をしていただきたいと思います。

これは、例えば……（山井分科員「もういいです。そんなことは聞いていない、知っていますので」と呼ぶ）いやいや、これは大事なところですから。

これは業務の対象者をちゃんと選んでいるかどうか、山井委員からも、最低賃金ぎりぎりの人がいるんじゃないか、こういう御指摘もいただいております。したがって、今回の法案では、ちゃんと厚生労働大臣が省令で定めなさいということを法律の根拠とし、そして、その省令において的確な人を選ぶ、絞り込むことができる、こういう仕組みになっているんですから、今の既存の企画型の裁量労働制に対してもより縛りがかかっていく、こういう中身もあるということは何も御理解をいただきたいと思います。

○山井分科員 まず強化して、その後、拡大してください。現状で人が死んでいるのに、拡大はやめてください。

質問に答えてください。裁量労働制を拡大したら、必ず死者は出ます。ごり押しして、国民の大反対を押し切ってまでした法律によって、人が死にます。確実に死にます。既に死者が出ていますから、もう明らかです。そのときに、責任大臣である加藤大臣としてはどういう責任をおとりになるんですか。

○加藤国務大臣 今委員御指摘の過労死については、残念ながら、裁量労働制だけではなくて、さまざまな雇用

形態の中で生まれているわけでありまして、これをぜひとも撲滅をしたいということで、私ども、これまで手がつけられなかった長時間労働の是正についても罰則つきの上限規制を入れるということで、経済界も総理みずから説得をして、それは必ずしも十分じゃないかもしれないけれども、これまでは青空天井であったものに上限をつける、こういう施策も入れさせていただいています。

それから、先ほど申し上げた、今の裁量労働制においてもいろいろ問題があることは十分承知をしておりますし、それは労働政策審議会でも指摘をいただきました。したがって、それに立った対応策もこの中に入れさせていただいております。したがって、これを入れることによって、今既存の裁量労働制で働いている方に対してはしっかりとした対応がとれる、こういうことにもなるわけでありまして。

そういった意味で、委員御指摘のように、我々は過労死をつくるということを全く考えているわけではなく、むしろそれをいかに減らしていくのか、これに取り組んでいきたい、そういう思いで今作業を進めさせていただいております。

○山井分科員 過労死をふやすことは全く考えていないって、過労死をふやす法律を出そうとしているじゃないですか。長時間労働になる、過労死がふえると御遺族の皆さんもおっしゃっているじゃないですか。私の質問に全然答えないけれども。

では、これで過労死されます、裁量労働制の拡大で。労働時間が把握できないから労災申請もおりないですよ、そう簡単には。労働時間を把握できないから。労働時間を把握できない裁量労働制の方が過労死したとき、ちゃんと、労働時間の証拠がなくても労災認定してくれるんですね。そして、残された御遺族、御家族、お子さん、その責任、責任の大臣としてどうやってとられるんですか。

○加藤国務大臣 だから、今申し上げていきますけれども、この法案には、今の裁量労働制に対する規制が入っているんですよ。そこは少なくとも改善されていくんですよ。そこをしっかりと評価をしていただきたいということを申し上げているのであって、それは、もちろん、現行において問題がある事例がいろいろあることは我々も承知をしております。それから、我々の監督指導体制も十分でないので、これをできるだけ強化をしていく、こういう取組を一生懸命やらせていただいている。

我々も、過労死を撲滅したい、こういう思いで総理以下取り組んでいるということでありまして。

○山井分科員 全く質問に答えないですね。規制強化の話聞いてるんじゃないんです。なぜ拡大するんですかということ言っているんですよ。これを営業マンとかに広げたら本当に壮絶なことになりますよ。なぜ拡大するのかと聞いているのに、幾ら言っても答えない、関係ないことを答える。

時間が来ましたが、国会というのは、法律というのは、人の命を守るためにあるんです。人の命を奪うことが明らか法律なんて通せるはずがないんですよ。まさに国民と労働者の命と健康を守る責任者が厚生労働省なんじゃないんですか。厚生労働大臣は、労働者と国民の命を守るために存在するんじゃないんですか。

もし厚生労働省と厚生労働大臣が国民の命を奪う法律を強行するのであれば、私たちは体を張って阻止しますよ。当たり前じゃないですか。人が死ぬのがみすみすわかっているような法律、通せるはずがないじゃないですか。

ぜひとも、一刻も早く、裁量労働制の拡大は撤回する、そして、まず実態調査をきっちりとする、労政審の議論をする、そうすることを切に望みますし、繰り返し言いますが、人の命を奪う法律は絶対に私たちは成立させません。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。